

平成29年度

定期監査報告書

宇治田原町監査委員

平成30年3月27日

監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第14条第1号に基づく
定期監査

1. 不納欠損

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 原田 周一

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

平成29年7月24日

(2) 監査対象

「一般会計及び各特別会計不納欠損」

(3) 監査の視点

・ 監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する

各会計の不納欠損の生じている事象の1～2つを監査し、全体において適正に事務が執行されているかを確認する。

照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確認する。

2. 建設事業・入札

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 原田 周一

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

平成29年11月27日

(2) 監査対象

「お茶の京都交流拠点整備推進事業 湯屋谷茶工場改修工事」

(3) 監査の視点

・ 監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する

「お茶の京都交流拠点整備推進事業 湯屋谷茶工場改修工事」の入札事務を監査することにより、宇治田原町一般競争入札事務及び指名競争入札事務の執行の適正性を監査する。

照合・・・契約書、関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確認する。

監査等の結果

1. 不納欠損

「不納欠損」について、定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理等は適正に執行されており、不納欠損処分書等関係書類の記録も正確であり、適正な執行であると認められる。一方、公平性の観点からも税及び保険料、各種使用料

などの徴収についても、各家庭の状況を十分把握したうえで継続して徴収努力に取り組まれることを望むものである。

2. 建設事業・入札

「お茶の京都交流拠点整備推進事業 湯屋谷茶工場改修工事」について、定期監査を行ったところ、一般競争入札事務は適正に執行され、結果、不落のため再度行われた指名競争入札事務においても適正に執行されており、契約書、関係書類などの記録も正確であり、適正な執行であると認められる。